

仕 様 書

(適用)

第 1 条 本仕様書は上津減圧弁室超音波流量計修繕に適用するものとし、本仕様書・図面により修繕を行うものとする。

(修繕の履行場所)

第 2 条 本修繕の履行場所は久留米市上津町の上津減圧弁室及び流量計室とする。

(修繕の施工概要)

第 3 条 本修繕の施工概要は次のとおりとし、詳細は仕様書、図面に記載する。

＜参考型式＞UF-900G/φ900/2 側線

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ・超音波流量計更新
(変換器・検出器・金具・専用ケーブル含む) | 1 式 |
| ・試運転調整 | 1 式 |
| ・上記に伴う産業廃棄物処分 | 1 式 |
| ・道路使用申請 | 1 式 |

(作業工程)

第 4 条 本業務の対象施設は現在稼動中の施設であり、施工にあたっては監督職員と協議を行い、施設の稼動に影響が出ないように、作業計画を立案すること。

(技術基準)

第 5 条 図面及び仕様書に特記されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械・電気）」（最新版）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気・機械）」（最新版）及び「公共建築設備工事標準図（電気・機械）」（最新版）により施工することを、原則とするが、監督職員の承諾を得ること。

(使用材料)

第 6 条 本修繕で使用する使用材料は規格品を使用すると共に、事前に監督職員の承諾を受けること。

(安全一般)

第 7 条 請負者は施工にあたり、安全に留意して現場管理を行い、災害防止に努めなければならない。

(事故処理及び報告義務)

第 8 条 修繕の施工中に事故が発生した時は、応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに監督職員に報告しなければならない。

(施設の損傷)

第 9 条 請負者は施工にあたり、施設に損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。損傷を及ぼした場合は、請負者の負担で原形に復旧すること。

(整理整頓)

第10条 修繕の施工期間中、機械工具、資材等はその都度整理し、現場内は常に整理整頓しておかなければならない。

(後片付け)

第11条 修繕の完了後は、速やかに不要資材や仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

(廃棄物の処理)

第12条 本修繕で発生した廃棄物は、関係法令に基づき、請負者の責任において適切に処分しなければならない。

(提出書類)

第13条 請負者は、以下の書類を提出し、その都度、承認・承諾を得なければならない。

- (1) 着手届 (2) 工程表 (3) 施工計画書 (4) 使用材料等承認申請
- (5) 施工体系図 (6) 下請契約報告書 (7) 管理写真 (8) 完了報告書
- (9) 完了届 (10) その他監督職員が指示するもの

(暴力団排除に関する事項)

第14条 請負者は、当該工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不等要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 暴力団等から不等要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(暴力団排除に係る下請契約に関する事項)

第15条 請負者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
- 2 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

(疑義の発生)

第16条 本仕様書、図面に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書、図面に定めのない事項については監督職員と協議の上、決定するものとする。

(履行期間)

第17条 本修繕の履行期間は契約日の翌日より令和6年10月31日までとする。

設 計 書

修繕名：上津減圧弁室超音波流量計修繕

修繕場所：久留米市上津町

工 期 : 契約締結日の翌日より令和6年10月31日迄

施 工 概 要 : 本業務は、上津減圧弁室超音波流量計修繕を行うものである。

- | | |
|-------------------|----|
| 1) 上津減圧弁室超音波流量計修繕 | 1式 |
| 2) 試運転調整 | 1式 |
| 3) 上記に伴う産業廃棄物処理 | 1式 |

参考数量

設 計 部 課 名 : 久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

総 括 書

上津減圧弁室超音波流量計修繕

久留米市企業局

[illegible]

第1号内訳書

上津減圧弁室超音波流量計修繕

久留米市企業局

[illegible]

第1号明細書

上津減圧弁室超音波流量計修繕

久留米市企業局

名 称	内 容	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
	2系沈殿池排泥弁 2-14、2-15、2-16					
材料費						
超音波流量計	φ 900 2測線	1	式			変換器、検出器：水中型2組 金具類含む
専用ケーブル	4本1組	80	m			
雑材消耗品		1	式			
小計						

第2号明細書

上津減圧弁室超音波流量計修繕

久留米市企業局

名 称	内 容	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
労務費						
電工	撤去据付	20	人			
交通誘導員A	交通誘導	6	人			
小計						

第3号明細書

上津減圧弁室超音波流量計修繕

久留米市企業局

名 称	内 容	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
複合費						
道路使用申請		1	式			
産業廃棄物処理	運搬処分	1	式			
試運転調整		1	式			
小計						

上津減圧弁室超音波流量計修繕

図 面 リ ス ト

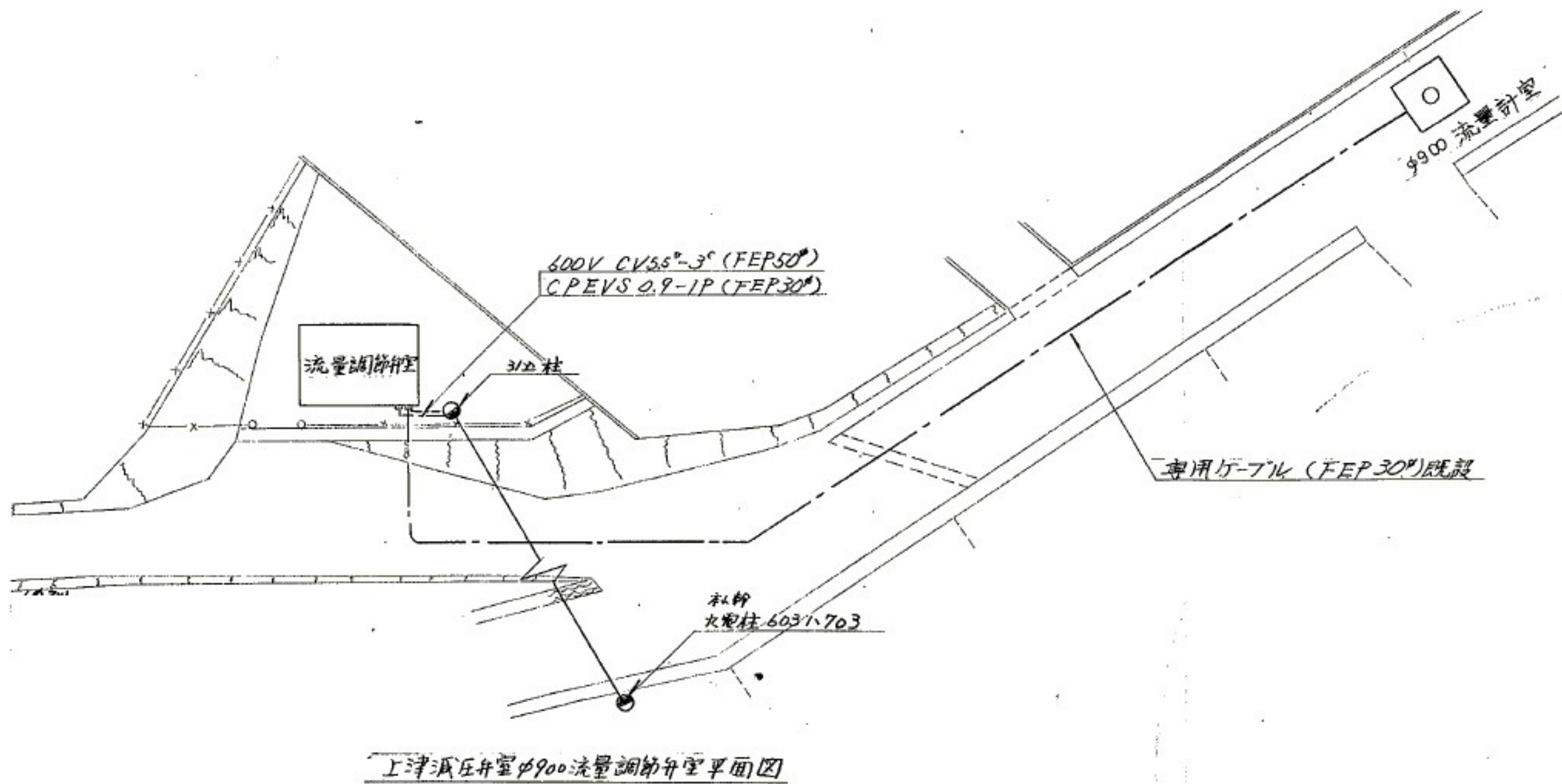
図面番号	図 面 名 称
M-01	図面リスト
M-02	位置図
M-03	既存管路図
M-04	平面断面図（減圧弁室）

発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	図面リスト		
業務名称	上津減圧弁室超音波流量計修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和6年度
縮 尺	—————	図面番号	E-01

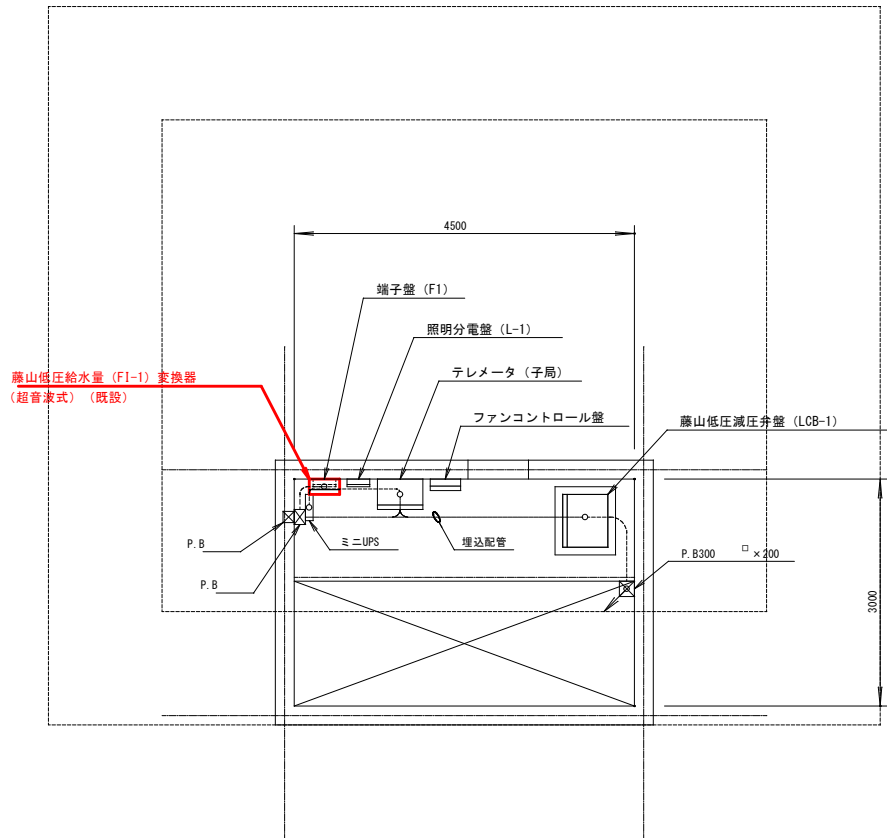


発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	位置図		
修繕名称	上津減圧弁室超音波流量計修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和6年度
縮尺	NTS	図面番号	E-02

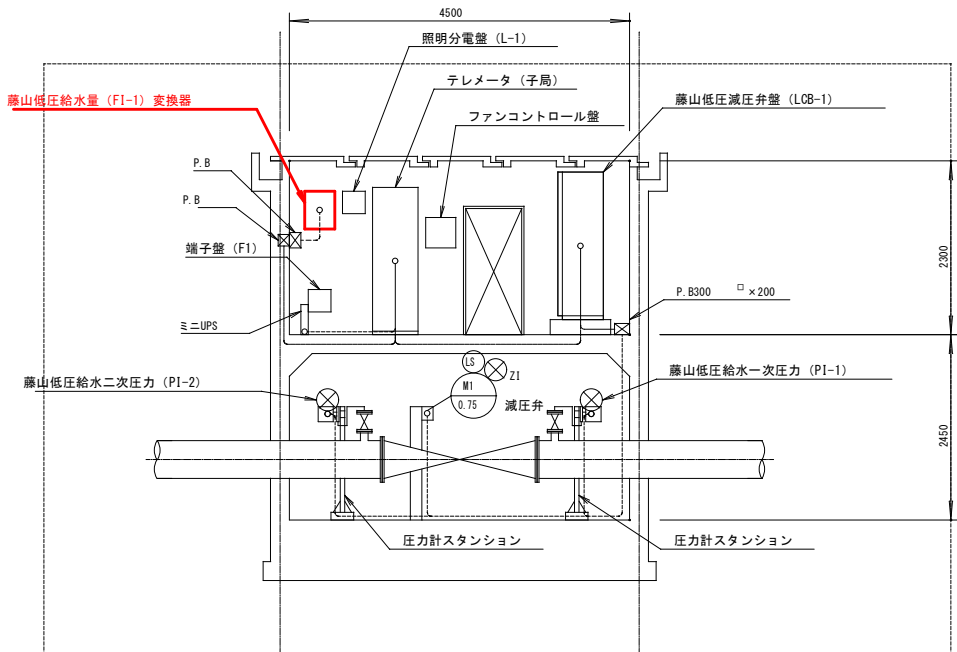
< 参考 >



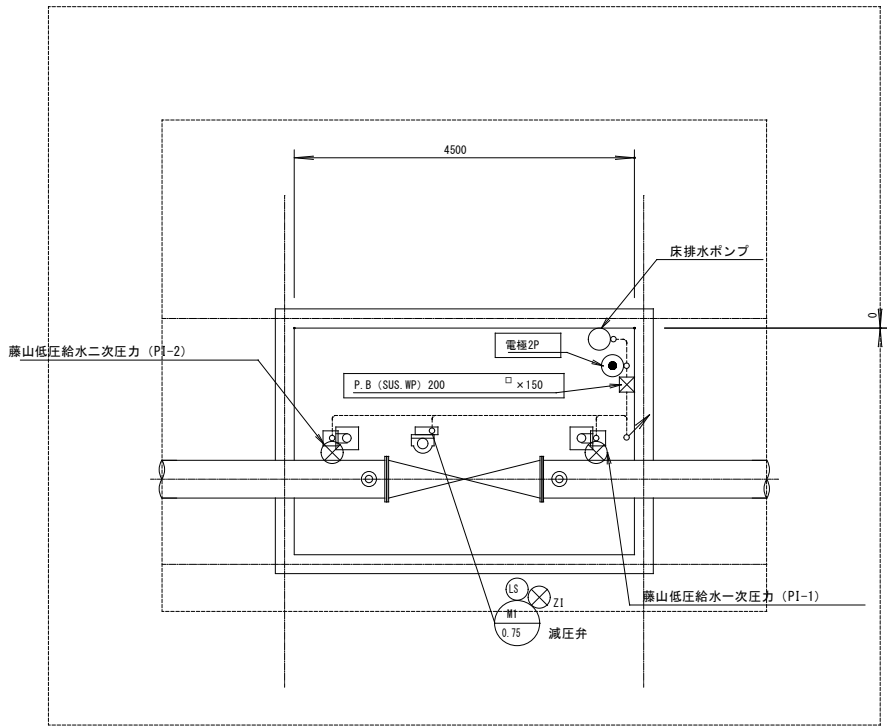
発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	既存管路図		
業務名称	上津減圧弁室超音波流量計修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和6年度
縮尺	NTS	図面番号	E-03



減圧弁室1階平面図 S=1/50



断面図 S=1/50



減圧弁室地下1階平面図 S=1/50

電気設備 (1/ 1)										
配線番号	自		至		配 線 仕 様		端 末		接地線	電 線 管
	記 号	名 称	記 号	名 称	種別、サイズ、芯数、本数		屋外	屋内	サイズ	種別、サイズ、本数
1	LCB-1	上津低圧減圧弁盤	W1	減圧弁	600v-QV 3.5 [□] - 3c				3.5 [□]	CP 22mm
2	"	"	WLS	"	QV 2 [□] - 10c					CP 28mm
3	"	"	"	床排水ポンプ	600v-QV 3.5 [□] - 3c				3.5 [□]	CP 22mm
4	"	"	2P	排水ピット電極	QV 2 [□] - 2c					CP 22mm
5	"	"	F1-1TD	藤山低圧給水量変換器	600v-QV 3.5 [□] - 2c				3.5 [□]	CP 22mm
6	"	"	"	"	QV-S 2 [□] - 2c x2					CP 22mm x2
7	"	"	PI-1	藤山低圧給水一次圧力	QV-S 2 [□] - 2c					CP 22mm
8	"	"	W1Z1	減圧弁開度	QV-S 2 [□] - 2c					CP 22mm
9	"	"	PI-2	藤山低圧給水二次圧力	QV-S 2 [□] - 2c					CP 22mm
10	"	"	"	ミニUPS	600v-QV 3.5 [□] - 2c				3.5 [□]	CP 22mm
11	"	ミニUPS	LCB-1	上津低圧減圧弁盤	600v-QV 3.5 [□] - 2c					CP 22mm

※専用ケーブル以外の既存ケーブルと管路は流用とする

発注部局	久留米市企業局上下水道部浄水管理センター		
図面名称	平面断面図（減圧弁室）		
業務名称	上津減圧弁室超音波流量計修繕		
事業名	公共水道事業	事業年度	令和6年度
縮尺	A 1 1／5 0	図面番号	E－0 4